

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	地域データセンター整備促進税制の創設
総務02	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29総務01)

(評価実施府省: 総務省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地域データセンター整備促進税制の創設 (-)										
措置の内容	平成27年度時点	-									
	平成28年度税制改正以後	-									
	平成29年度税制改正以後	-									
政策目的	IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散して国土強靱化を実現する。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税			固定資産税							
関係条項	-										
要望内容及び区分	東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、取得価額の30%の特別償却を認める。									区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績		-							

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況 (効果)					
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
																		将来予測
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.85%	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	20	-	-	-	▲557.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.75%	-	-	-
H31	20	-	-	-	▲572.0	-	-	-	-	-	-	-	-	57.55%	57.50%	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56.85%	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	地域データセンター整備促進税制の創設
税目	法人税、固定資産税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

【総務省の補足説明】 評価書を修正・追記。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

点検項目(3)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標について、平成31年度目標値が示されていない。
【総務省の補足説明】 評価書に追記。
【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の適用数(平成30年度及び31年度の法人税)について「20者」と算定されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。 ② 将来の適用数(平成30年度及び31年度の法人税)について、「20者」と算定されているが、説明に不足がある。
【総務省の補足説明】 評価書に追記。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「業界団体へのヒアリングの結果、・・・「適用を検討する」の回答者のうち30%が適用するとした場合、30者の適用が推計される。」とあるが、30%の根拠が示されておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額(平成31年度及び32年度の法人税)が、年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額について、算定(税率)に誤りがある。
【総務省の補足説明】 評価書を修正・追記。別添を修正。
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果が、年度ごとに予測されていない。 ② 将来の効果について、「平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.58%低減して、約57.41%」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域データセンター整備促進税制の創設
2	対象税目	(国税3)(法人税:義) (地方税7)(固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>(1) 対象者 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)の規定に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>(2) 対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置、非常用発電機※1 ※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(3) 措置内容 法人税:取得価額の30%の特別償却 固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(適用:2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靱化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 第1章 国土強靱化の基本的考え方 4 特に配慮すべき事項 (民間投資の促進) 民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓</p>

		<p>発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成30年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」※²の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※³における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成28年度末時点で約57.85%であるものを、平成38(2026)年度末までの10年間で1%下げることが目標とする(平成31年度末時点の目標値は57.55%)。) ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバールーム面積 ※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における全国のサーバールーム面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、データセンターの約6割が東京圏に分布していることから、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等 平成30年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20者 平成31年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20者</p> <p>※業界団体へのヒアリング等により下記のとおり推計。 データセンター事業者は平成28年度末で357者(データセンタービジネス市場調査総覧2017年版(株式会社富士キメラ総研)より)であり、そのうち電気通信事業者は316者。業界団体へのヒアリングの結果、64者に確認を行い、2者より「適用見込み」、20者より「適用を検討する」と回答があった。 「適用見込み」の回答者は100%適用すると考えられることから、事業者の割合より、10者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 2 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 100\% = 10 \text{ 者}$ また、「適用を検討する」の回答者のうち30%が適用とした場合、事業者の割合より、30者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 20 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 30\% = 30 \text{ 者}$ 上記より、平成30、31年度の2年間で合計40者が適用を受けるための設備投資を行う見込みであると推計される。</p> <p>② 減収額 平成30年度減税額(法人税):557(百万円) 平成31年度減税額(法人税):572(百万円) 初年度減税額(固定資産税):0(百万円) 平年度減税額(固定資産税):134(百万円)</p> <p>※詳細は別添参照</p>

<p>③：効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》 本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラフィックの地域分散化に寄与するものである。 本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成24年度末から平成28年度末までの実績^{※4}より、平成31年度末時点で約57.99%になるものと推計される（平成30年度及び平成31年度の2年間で全国のデータセンターのサーバールーム面積は92,514㎡増（平成31年度末で累計1,455,741㎡）、このうち1都3県のデータセンターのサーバールーム面積は54,866㎡増（平成31年度末で累計844,215㎡）と見込まれる）。業界団体へのヒアリングによれば、本措置により、平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.49%低減して、約57.50%となり、平成31年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目標の実現に十分に寄与するものである。 ^{※4} 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））におけるデータセンターのサーバールーム面積</p> <p>※効果については次のとおり推計。 データセンタービジネス市場調査総覧2017年版より以下のとおり。 平成30年度の対象設備の投資総額（見込み）：142,760百万円 …① 平成31年度の対象設備の投資総額（見込み）：146,740百万円 …② 平成28年度末時点のデータセンター事業者数：357者 …③ 平成28年度の対象設備の投資総額：111,790百万円 …④ 平成28年度の増加サーバールーム面積：48,940㎡ …⑤ これより、平成30年度（20者適用見込み）では7,998百万円の対象設備の投資、平成31年度（20者適用見込み）では8,221百万円と推計される。 ①142,760百万円×20者÷③357者＝7,998百万円 …⑥ ②146,740百万円×20者÷③357者＝8,221百万円 …⑦ そのため、本税制の効果により平成30年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバールーム面積は3,501㎡、平成31年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバールーム面積は3,599㎡と推計される。 ⑥7,998百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,501㎡ …⑧ ⑦8,221百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,599㎡ …⑨ ⑧3,501㎡+⑨3,599㎡＝7,100㎡ また、本措置を講じない場合は、同資料2013～2017年版より最小二乗近似により下記のとおり推計される。 平成31年度末の全国のサーバールーム面積（見込み）： 1,455,741㎡ …⑩ 平成31年度末の1都3県のサーバールーム面積（見込み）： 844,215㎡ …⑪ これより、効果として1都3県のサーバールーム面積の減少率は、平成30年度は0.24%、平成31年度は0.25%と推計される。 ⑥3,501㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.24% ⑦3,599㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.25% また、本措置を講じない場合の平成31年度末時点での「指標の比率」は57.99%となる。 ⑪844,215㎡÷⑩1,455,741㎡＝57.99% これより、本措置により、平成31年度末時点で「指標の比率」は57.50%とな</p>
---------------------	--

		<p>ることが見込まれる。 $57.99\% - 0.24\% - 0.25\% = 57.50\%$</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第4条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律（法第18条等）、消費者保護に関する規律（法第26条等）、電気通信設備に関する規律（法第41条等）等が適用される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。</p> <p>11 有識者の見解 —</p> <p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 —</p>
--	--	--

別添

地域データセンター整備促進税制 減税見込額

=67.5 (百万円)

データ通信課

【法人税】特別償却 30%

平成 30 年度減税額：557 百万円

平成 31 年度減収額：572 百万円

1. サーバー、ルーター、スイッチ、電源装置（直流に限る）、無停電電源装置（UPS）、非常用発電機

- ① 平成 30 年度投資見込額^{*1}：7,998 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成 31 年度投資見込額^{*1}：8,221 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 特別償却率：30%
- ④ 法人税率：23.2%

平成 30 年度減税額：①×③×④=557 (百万円)

平成 31 年度減税額：②×③×④=572 (百万円)

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額より推計

【固定資産税】取得後 5 年間課税標準 1/2

初年度減税額：0 百万円

平成 31 年度減税額：47 百万円

平年度減税額：134 百万円

1. サーバー (5 年償却)

- ① 平成 30 年度投資見込額^{*2}：4,782 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成 31 年度投資見込額^{*2}：4,905 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 平年度投資見込額：4,843 (百万円) ※平成 30、31 年度の平均投資見込額
- ④ 償却率：0.369
- ⑤ 半年償却率：0.1845
- ⑥ 課税標準：1/2
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

平成 31 年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=27.3 (百万円)

平年度減税額：((1-④)^4×①+(1-④)^3×②+(1+(1-④)+(1-④)^2)×③)×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額より推計

2. 無停電電源装置 (UPS) (6 年償却)

- ① 平成 30 年度投資見込額^{*3}：445 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成 31 年度投資見込額^{*3}：445 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 平年度投資見込額：445 (百万円) ※平成 30、31 年度の平均投資見込額
- ④ 償却率：0.319
- ⑤ 半年償却率：0.1595
- ⑥ 課税標準：1/2
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

平成 31 年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=2.6 (百万円)

平年度減税額：((1-④)^4×①+(1-④)^3×②+(1+(1-④)+(1-④)^2)×③)×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦
=7.0 (百万円)

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額より推計

3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9 年償却)

- ① 平成 30 年度投資見込額^{*4}：2,099 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成 31 年度投資見込額^{*4}：2,226 (百万円) ※20 者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 平年度投資見込額：2,162 (百万円) ※平成 30、31 年度の平均投資見込額
- ④ 償却率：0.226
- ⑤ 半年償却率：0.113
- ⑥ 課税標準：1/2
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

平成 31 年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=13.0 (百万円)

平年度減税額：((1-④)^4×①+(1-④)^3×②+(1+(1-④)+(1-④)^2)×③)×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦
=42.9 (百万円)

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額より推計

4. 非常用発電機（15年償却）

- ① 平成30年度投資見込額^{※5}：672（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額
- ② 平成31年度投資見込額^{※5}：644（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額
- ③ 平年度投資見込額：658（百万円）※平成30、31年度の平均投資見込額
- ④ 償却率：0.142
- ⑤ 半年償却率：0.071
- ⑥ 課税標準：1/2
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

平成31年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=4.4（百万円）

平年度減税額： $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1 + (1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$
 =16.1（百万円）

※5 データセンタービジネス市場調査総覧2017（株）富士キメラ総研の投資見込額より推計

固定資産税減税総額

平成31年度

(1の平成31年度減税額)+(2の平成31年度減税額)
 +(3の平成31年度減税額)+(4の平成31年度減税額)
 =47（百万円）

平年度

(1の平年度減税額)+(2の平年度減税額)+(3の平年度減税額)
 +(4の平年度減税額)
 =134（百万円）

<平成30年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29総務02)

(評価実施府省: 総務省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設 (法人の事業税の課税標準)											
措置の内容	平成27年度時点	-										
	平成28年度税制改正以後	-										
	平成29年度税制改正以後	-										
政策目的	機構を活用し、我が国の事業者に着目された知識・技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。											
評価対象税目	義務対象				努力義務対象							
	法人事業税											
関係条項	地方税法第72条の12											
要望内容及び区分	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構について、平成30年4月1日から平成48年3月31日（株式会社海外通信・放送・郵便 事業支援機構法で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限）までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの										区分	新設
創設年度	-	過去の政策評価の実績				-						

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）										
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (法人事業税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人事業税・百万円)	目標①「平成47年度までの各事業年度において、民間資金誘導効果2.0倍以上を確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る」				目標②「平成47年度までの各事業年度において、海外市場参入促進（平均2社/件以上）を確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る」						
													目標値 (倍)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (社)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	将来予測	実績	実績+将来予測	実績	目標値 (倍)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値 (社)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	▲146.0	-	-	-	2.0	不明	-	-	-	2	不明	-	-	-	-
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	▲278.0	-	-	-	2.0	不明	-	-	-	2	不明	-	-	-	-
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	▲278.0	-	-	-	2.0	不明	-	-	-	2	不明	-	-	-	-
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	▲278.0	-	-	-	2.0	不明	-	-	-	2	不明	-	-	-	-
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	▲278.0	-	-	-	2.0	不明	-	-	-	2	不明	-	-	-	-
H35~ /未定	1	-	-	-	-	-	-	-	▲278.0	-	-	-	2.0	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（2.0倍以上）、海外市場への参入促進（平均2社/件以上）等）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 政策目的（機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する）に対する達成目標の寄与について、「機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠」「本措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減し、支援対象や規模の拡充を図る」と説明されているが、「機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがある」とは、どのような状況を指すのか。また、現状の投資先は2件であり、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 達成目標の2項目については、事業年度ごとに目標の達成状況を評価することとしています。よって、目標達成時期は、租税特別措置の適用を要望している期間の各事業年度（平成47年度まで）となります。</p> <p>② 機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給等の支援を行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金に繰り入れることで必要な財源を確保することがなっています。このため、機構が、我が国事業者に対して支援を行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に増加する構造となっています。</p> <p>よって、機構が、法令で定められた目的を達するため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることになり、業務を実施するための財務基盤が毀損されることとなります。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、「機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがある」状況は明らかにされたが、政策目的（機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する）に対し、現状の投資先が2件であることがどのように寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が、年度ごとに予測されていない。</p>
--

<p>【総務省の補足説明】</p> <p>将来の適用数は毎年度機構1件です。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額算定の基礎となる資本金額（平成30年度295億円、31年度547億円）について、どう資本金額が増えるのか算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額算定の基礎となる適用額（20億円）について、誤りがある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 機構は、平成29年度中に19億5000万円（平成28年度産業投資繰越額）+190億円（平成29年度産業投資当初計画）=209億5000万円の増資を予定していることから、同額を機構の現在の資本金（89億5700万円）に加えると、同年度末の資本金額は299億700万円となる見込みです。また、平成30年度の産業投資は252億円を要求しており、同年度末の資本金額は551億700万円となる見込みです。</p> <p>② 御指摘のとおり、「資本金等の額」-「特例適用後課税標準額（20億円）」（平成30年度：279億700万円、平成31年度：531億700万円）と修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（2.0倍以上）、海外市場への参入促進（平均2社/件以上）等）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 将来の効果について、「機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を上回る331百万円の民間からの出融資機会が創出される見込み」と説明されているが、説明に不足がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により機構の税負担が軽減されることで、我が国事業者への支援の原資となる資金が確保されることになることから、より効果的に目標が達成されると考えております。各事業年度に実際にどの程度の効果があったかについては、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」等の下で、当該年度の実績に基づき確認していく予定です。</p> <p>② 御指摘のとおり、「331百万円の民間からの出融資機会」は、JICTが資金を一杯投融資した際の推計となりますが、これまでの機構の支援実績から2.3倍の呼び水効果があることは確認しており、減収額を上回る出融資機会が創出されると想定しております。各事業年度に実際にどの程度の効果があったかについては、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」等の下で、当該年度の実績に基づき確認していく予定です。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が一部解消されたが、達成目標（民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果（2.0倍以上）、海外市場への参入促進（平均2社/件以上）等）に対する将来の効果について、「本特例措置により機構の税負担が軽減されることで、我が国事業者への支援の原資となる資金が確保されることになることから、より効果的に目標が達成される」との説明では、将来の効果について、定量的に予測されておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(地方税1)(法人事業税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成48年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令(昭和57年政令第40号)で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号口
4	担当部局	総務省国際戦略局 国際政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成47年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年度～平成47年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限まで)
8	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)」において、官民連携の下で「我が国企業が2020年に約30兆円のインフラシステムを受注する」ことが目標として掲げられ、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、(中略)日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」(質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ)や「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対するJICT(注:機構の略称)の資金供給を拡大するための仕組みを検討」(インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版))とされていることを踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、それらを原資として支援対象や規模の拡充を図る。 《政策目的の根拠》 ■ インフラシステム輸出戦略(平成29年5月29日 経協インフラ戦略会議決定) ■ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成28年5月23日総理発表) ■ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日 閣議決定) ■ 経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)(平成29年6月9日 閣議決定) ■ 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日 閣議決定)

	②	政策体系における政策目的の位置付け	平成30年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 6. ICT分野における国際戦略の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定したKPI(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0倍以上)、海外市場への参入促進(平均2社/件以上)等)を各事業年度(平成47年度まで)で確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給等の支援を行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金に繰り入れることで必要な財源を確保することになっている。このため、支援を行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に増加する構造となっている。よって、機構が、法令で定められた目的を達するため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることになる。 以上のとおり、機構がその業務を遂行するに当たり多額の資本割が課されれば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。 本措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減し、支援対象や規模の拡充を図ることにより、「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。
		① 適用数等	適用数: 機構1件のみ(平成47年度まで) 適用額: 27,907百万円(平成30年度) 53,107百万円(平成31年度)
9	有効性等	② 減収額	機構の財政投融资計画に基づき、平成30年度及び平成31年度の減収額を次のとおり推計。 ・平成30年度: 146百万円 ①特例措置適用前 資本金額29,907百万円×税率0.525%=157百万円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%= 11百万円 ③減収額 ①-②=146百万円 ・平成31年度: 278百万円 ①特例措置適用前 資本金額55,107百万円×税率0.525%=289百万円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%= 11百万円 ③減収額 ①-②=278百万円 機構に対して新たに産業投資が行われた場合、同産業投資額が資本金額に加算されるため、平成32年度以降の減収額は平成31年度と同等以上と推計される。
		③ 効果・税収減是認効	《効果》 146百万円(平成30年度の場合)の負担減により、機構は同金額を通信・放

	10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	果 送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援に活用することが可能となる。 機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を上回る(最大で336百万円)民間からの出融資機会が創出される見込み。 (算出根拠) 146×2.3 [※] =336百万円 ※機構の民間資金の呼び水効果は2.3倍(=機構・金融機関等からの出融資額(17,070百万円)÷機構の出融資額(7,308百万円))(平成29年3月時点の実績)であるため、全体として機構の支援額の2.3倍の案件形成が見込まれる。 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置を講ずることにより、機構の税負担が軽減されて我が国事業者への支援の原資となる資金が新たに確保(最大で336百万円の出融資機会が創出)されることから、我が国事業者の海外展開が促進され、事業規模の拡大や収益性の向上、地域経済の好循環の実現が期待される。 実際に機構の設立により、日本製品の納入や販路拡大を実現しており、地域経済の活性化に貢献している。
			②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。 なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社民間資金等活用事業推進機構)では、既に同様の特例措置を受けている。 同一の目的であるほかの措置はない。
			③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置を講ずることにより、我が国事業者の海外展開が促進され、新たなビジネス機会の獲得による事業規模の拡大や収益性の向上が実現し、地域経済好循環や地域活性化が達成される。
	11	有識者の見解	—	
	12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

